

外部支援組織の新組織設立を視野に入れた組織再編に係る 調査及び企画立案業務委託仕様書

1 事業名称

令和6年度いわて酪農の郷総合対策事業

2 業務目的

久慈地域の外部支援組織が、酪農経営体からの要請に対応できる組織であることに加え、酪農家の子弟が経営参画するまでの所得確保や地域の雇用の受け皿となり得る組織となるため、現在の組織の再編が必要と考えられる。

このことから酪農家からの新たな生産作業の受託要望に対応する新組織の設立を視野に入れ再編の対象となる外部支援組織に係る調査・分析を行い、久慈地域の外部支援組織の再編整備に向けた企画立案を行うもの。

3 委託期間

委託契約の日から令和7年3月10日（月）まで

4 業務内容

(1) 組織再編の要となる新組織設立に向けた調査・分析及び再編対象となる組織の運営状況等
現地調査・分析

- ・運営状況等調査は、再編の対象となる外部支援組織を2つ以上選定して行うこと。
- ・運営状況等調査に当たっては、新組織の設立に係る課題や再編方法等の内容に適する専門家を招聘する等、複数の視点から総合的に調査を進めること。

(2) 新組織設立及び組織再編に係る企画書等の作成

(1)に係る調査結果をもとに、新組織設立及び外部支援組織の再編に向けた企画を立案し、下記により報告する。なお、最終報告に当たっては、企画（案）の内容を外部支援組織に対して説明する場を設けることとする。

- ・中間報告 内容：分析結果及び課題の取りまとめ報告書
期限：令和6年12月20日（金）
- ・最終報告 内容：新組織設立及び組織再編に向けた企画書（案）
期限：令和7年2月28日（金）

(3) 打合せ協議

回数：4回

時期：契約後（概ね1週間以内）、令和6年11月下旬、同12月下旬、令和7年2月上旬

5 事業完了報告

令和7年3月10日（月）までに成果品（3部及び電子ファイル）を作成し、提出すること。

6 留意事項

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された企画書の利用に関する著作権、所有権等に関して、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議する。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(5) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。